

別添

老老癒0325第1号
保医癒025第2号
令和4年3月25日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
後期高齢者医療主管課（部）長

般

厚生労働省保健局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保健局医療課長
(公印省略)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に
関連する事項等について」の一部改正について

標記については、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定
できる場合の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第88号）等が告示され、令和
4年4月1日から適用されること等に伴い、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留
意事項及び医療保険と介護保険の相互に開催する事項等について」（平成18年4月28日老
老癒第0128001号・保医癒第0128001号）の一部を下記のように改め、令和4年4月1日か
ら適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支
払機関等に於して周知徹底を図られたい。

なお、要介護被保険者等であつて、特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いにつ
いて」（平成18年3月31日保医癒第0331002号）も併せて参照すること。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

第1 厚生労働大臣が定める療養告示について

1 第1号関係について

- (1) 介護保険適用病床に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等により密度の高い医療行為が必要となつた場合には、当該患者を医療保険適用病床に転床させて療養を行うことが原則であるが、患者の状態、当該病院又は診療所の病床の空き状況等により、患者を転床させず、当該介護保険適用病床において緊急に医療行為を行う必要のあることが想定され、このような場合には、当該病床において療養の給付又は医療が行われることは可能であり、この場合の当該緊急に行われた医療に係る給付については、医療保険から行うものであること。
- (2) 介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わないものであること。

2 第2号関係について

- (1) 療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその努力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟をいう。以下同じ。）に該当する病棟が一つである病院又は診療所において、介護保険適用の指定を受けることにより要介護被保険者以外の患者等に対する対応が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所において、あらかじめ病室（当該病院にあっては、患者の性別ごとに各1つの合計2つの病室（各病室の病床数が4を越える場合には4病床を上限とする。））を定め、当該病室について地方厚生（支）局長に届け出た場合は、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。
- (2) 当該届出については、別紙様式1から8までに従い、医療保険からの給付を行いう場合の入院基本料の区分のほか、夜間勤務等の体制、療養環境等について記載するものであること。入院基本料の区分については、原則として、介護保険適用病床における療養型介護施設サービス費又は診療所型介護施設サービス費の算定に係る看護師等の配置基準と同一のものに相当する入院基本料を届け出るものであること。

- 3 第3号関係について
介護保険適用病床に入院している患者に対し歯科療養を行つた場合についての当該療養に係る給付については医療保険から行うものであること。

第2 医療保険適用及び介護保険適用の病床を有する保険医療機関に係る留意事項について

- 1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在できる場合
(1) 療養病棟を2病棟以下しか持たない病院又は診療所であること。

- (2) 病院であつて、当該病院の療養病棟（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室に於ける給付は、介護保険から行うものとすること。
- (3) 病院 指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であつて、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項の療養の給付をいう。）を行おうすることに於いて地方厚生（支）局长に届け出た場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において行つた療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。

2 施設共済関係

- (1) 1保険医療機関における介護保険適用の療養病床（以下「介護療養病床」という。）と医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）で別の看護師等の配置基準を採用できること。
- (2) 1病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことでのきる看護師等の配置基準に係る人院基本料等（医療療養病床の場合は療養病床人院料1又は2、介護療養病床の場合は療養介護療養施設サービス費）を採用するものとすること。このため、1病棟内における医療療養病床と介護療養病床とで、届け出る看護師等の配置基準が異なることがあり得るものであること。ただし、医療療養病床及び介護療養病床各々において満たすことのできるものであること。なお、医療療養病床に係る届出については、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医第0301第2号）に基づき、療養病棟入院料1若しくは2又は有床診療所療養病床人院基本料を届け出るものであること。
- (3) 夜間勤務等の体制に於ける場合は、病棟ごとに届出を行うことが可能であるが、1病棟を医療療養病床と介護療養病床とに分けた場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる夜間勤務等の体制を採用するものとすること。

3 入院期間、平均在院日数の考え方について

- (1) 介護保険適用病床している患者が、急性増悪等により一般病棟での医療が必要となり、同病棟に転棟した場合は、転棟後30日までの間は、新規入院患者と同様に取り扱うこと。
- (2) (1)以外の場合についての入院期間の考え方については、介護保険適用の病床に入院している期間についても、医療保険適用病床に入院している場合と同様に

取り扱うものであること。

(3) 平均在院日数の考え方については、(1)及び(2)と同じであること。

4 介護保険適用病床に入院中に医療保険からの給付を受けた場合の取扱いについて

- (1) 介護保険適用病床において、緊急その他の場合において療養の給付を受けた場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトを使用すること。
- (2) この場合において、医療保険における患者の一部負担の取扱いについても通常の外来に要する費用負担によるものであること。

5 医療保険の診療項目と介護保険の特定診療費、特別療養費及び特別診療費の算定における留意事項

- (1) 同一施設内の医療保険適用病床へ転床した場合、当該転床した月においては、特定診療費として定められた初期入院診療管理は算定できないものであること。ただし、当該医療保険適用病床と介護保険適用病床における患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す必要が生じた場合には、この限りでない。
- (2) 同一施設内の医療保険適用病床から、介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に人所した者は当該医療機関と一体的に運営されるサテライト型小規模介護療養型老人保健施設に入所した者にあっては、特別療養費又は特別診療費に算定される初期人所診療加算は算定できないものであること。ただし、当該施設の入所期間及び当該施設入所前の医療保険適用病床における入所期間が通算して6ヶ月以内の場合であつて、当該人所した者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、診療計画を見直す必要が生じた場合には、この限りでない。
- (3) 医療保険適用病床から介護保険適用病床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した場合、当該転床又は人所した時に於において、医療保険の薬剤管理指導料を算定している場合には、特定診療費、特別療養費又は特別診療費として定められた薬剤管理指導料は算定できないものであること。また、介護保険適用病床から医療保険適用病床に転床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に人所した場合においても同様であること。

- (4) 特定診療費又は特別診療費として定められた理学療法、作業療法、言語聴覚療法、集中コミュニケーション療法及び精神科作業療法並びに特別療養費として定められた言語聴覚療法及び精神科作業療法を行う施設については、医療保険の疾患別リハビリテーション及び精神科作業療法を行う施設と同一の場合及びこれらと共用する場合も認められるものとすること。ただし、共用する場合にあつては、施設基準及び人員配置基準等について、特診療費、特別療養費又は特別診療費及び医療保険のそれぞれにおいて定められた施設基準の両方を同時に満たす必要があること。

基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設へ居者生活介護を受けている患者を除く。)については在宅がん医療総合診療料は算定できない。

- (2) 要介護被保険者等については、在宅患者通携指導料は算定できない。
- (3) 特別養護老人ホーム入居者に対しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日厚生労働省告示第033-1002号)に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定できない。

4 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に関する留意事項について

介護保険におけるターミナルケア加算を算定した場合は、在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算、介護保険における石護・介護職員通携強化加算を算定している場合にあっては、在宅患者訪問看護料を算定できない。

5 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について
介護保険における居宅緊急時等共同指導料又は介護予防居宅緊急時等共同指導料を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

6 在宅患者訪問点滴注射管理指導料に関する留意事項について
小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所において通所サービス中に実施される点滴注射には算定できない。

7 精神科訪問看護・指導料に関する留意事項について
精神科訪問看護・指導料に対する患者について、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が主傷病である患者(精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。)については算定できない。

8 訪問看護等に関する留意事項について
(1) 訪問看護料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、特別訪問看護指標が書類に係る指定訪問看護を行う場合、訪問看護料に係る訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準告示」という。)第2の1の(1)に規定する疾患等の利用者に対する指定訪問看護を行なう場合(退院文書指掌加算については、退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護に係る指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1の(1)に規定する疾患等の利用者に対する指定訪問看護である場合、訪問看護料提供療養費1については、同1月に介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。)及び入院中(外泊

口を含む。)に退院に向けた指定訪問看護を行う場合には、算定できる。

ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護等において緊急時訪問看護加算又は緊急時介護予防指導料を算定している月にあっては24時間対応体制加算、介護保険における特別管理加算を算定している月にあっては医療保険の特別管理加算、介護職員連携強化加算を算定している月にあっては医療保険における看護・介護職員連携強化加算は算定できない。また、介護保険の訪問看護等においてターミナルケア加算を算定した場合は、訪問看護ターミナルケア療養費(遠隔死亡診断補助加算を含む。)は算定できない。

(2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導料は算定できない。

9 訪問リハビリテーションに関する留意事項について
在宅患者訪問リハビリテーション指導料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションの指導管理を行う必要がある場合には、6月に1回、14口間に限り算定できる。

10 リハビリテーションに関する留意事項について
要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、専用座席料リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション岩しきは介護予防通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション岩しきは介護予防通所リハビリテーション(以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。)の利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行なうことでも滑らか移行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月まで、併用が可能であること。併用する場合には、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載することにより、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行なった日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌々月に算定できる疾患別リハビリテーション料は1月7単位までとする。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから3月以内に、当該支援によって紹介

された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に1ヶ月に5日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとはみなさない。

11 重度認知症患者デイ・ケア料等に関する留意事項について

- (1) 医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア（以下「重度認知症患者デイ・ケア料等」という。）を算定している患者に対しては、当該重度認知症患者デイ・ケア料等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者デイ・ケア料等を行っている期間内においては、介護保険における認知症対応型通所介護費及び通所リハビリテーション費を算定できないものであること。
ただし、要介護被保険者等である患者であって、特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設又は指定介護予防特定施設に限る。）の入居者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者以外のものに対して行う重度認知症患者デイ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外の日に限り、医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料等を算定できるものであること。
- (2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者については、医療保険の重度認知症患者デイ・ケア料は算定できないものであること。ただし、認知症である老人であって日常生活自立判定基準がランクMに該当するものについては、この限りでないことを。

- 12 人工腎臓等に関する留意事項について
介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれかを算定する場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）の取扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン、グルベボエチン、エポエチノベータペゴル及びHIF-PHI阻害剤の費用は人工腎臓の所定点数に含まれております。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血压低下時の補液、回収に使用されるもの等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。また、HIF-PHI阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医療機関において院内処方すること。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

（別紙 1）

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
(次の基準に入院する者を含み、3の患者を除く。)		ア 介護型医療施設(認定病院) 介護型医療施設及び指定病院併用 併用病院(認定病院併用又は その他の病院)の病床(認定病院併用又は その他の病院の病床を除く。)		イ 介護型医療施設(認定病院) 介護型医療施設又は介護予防 施設の病床(認定病院併用又は その他の病院の病床を除く。)を受ける患者 は介護予防認定病院(認定病院の病床を 除く。)を受ける患者	
区分	(同一月において、居宅医療管理指導費又は介護予防医療管理指導費が算定されている場合を除く。)	○	○	○	○
注1	(同一月において、居宅医療管理指導費又は介護予防医療管理指導費が算定されない場合を除く。)	○	○	○	○
注2	(同一月において、居宅医療管理指導費又は介護予防医療管理指導費が算定された場合を除く。)	○	○	○	○
注3	(同一月において、居宅医療管理指導費又は介護予防医療管理指導費(医師が行う場合は 医療行為料)が算定されている場合を除く。)	○	○	○	○
注4	(同一月において、居宅医療管理指導費又は介護予防医療管理指導費(医師が行う場合は 医療行為料)が算定されている場合を除く。)	○	○	○	○
注5及び注6 注7加算及び注9加算 注10加算(認定病院併用医療機器料分加算) 注11加算(認定専門医療機器料分加算) 注12加算(認定専門医療機器料分加算) 注13加算(認定専門医療機器料分加算) 注14加算(認定専門医療機器料分加算)	(同一月において、居宅医療管理指導費又は介護予防医療管理指導費(医師が行う場合は 医療行為料)が算定されている場合を除く。)	○	○	○	○
注15加算(認定医療機器調査加算1) 注16加算(認定医療機器調査加算2)	(同一月において、居宅医療管理指導費又は介護予防医療管理指導費(医師が行う場合は 医療行為料)が算定されている場合を除く。)	○	○	○	○
B009 診療情報提供料(1)					
注1					
注2					
注3					
注4					
注5及び注6 注7加算及び注9加算 注10加算(認定病院併用医療機器料分加算) 注11加算(認定専門医療機器料分加算) 注12加算(認定専門医療機器料分加算) 注13加算(認定専門医療機器料分加算) 注14加算(認定専門医療機器料分加算)					
B009-2 電子診療情報提供料					
B010 診療情報提供料(II)					
B010-2 診療情報提供料					
B011 連携検査依頼料					
B011-1 がん・ゲノムプロファイルング評価料 B011-5 供料					
B014 連携検査依頼料					
B015 精神科退院料・日当料 上記以外					
B000 徒歩料					
C001 在宅訪問看護料(1) (同一期間において同一曜日に2回以上医療保険から 給付される訪問看護料を行うか否により算定する区 分を算定)	○	○ ※10	○	○	○

「医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
(次の基準に入院する者を含み、3の患者を除く。)		ア 介護保険型医療施設(認定施設) ※1		イ 介護保険型医療施設(認定施設) ※2	
区分	自己定義による基準	特定施設(指定病院・施設)、指定地場介護施設(介護予防施設及び指定介護予防施設)に該当する者を除く。	介護保険型医療施設(認定施設) ※1	介護保険型医療施設(認定施設) ※2	介護保険型医療施設(認定施設) ※3
1003-2 認別行動療法	○	○	○	○	○
1005 入院精神科疗法	—	○	○	○	—
1007 精神科疾患療法	○	○	○	○	○
1008 入院生活機能訓練療法	—	○	○	○	—
1008-2 精神ショート・ケア	○	○	○	○	○
注5	精神科専門療法	○ (認知症通所介護又はリハビリテーション費を算定して日以降の日には算定不可)	○ (認知症通所介護又はリハビリテーション費を算定して日以降の日には算定不可)	○ (認知症を行っている期間内において、認知症が認知症又は他の日常生活機能強化行為費を算定したものに限る。)	○ (認知症を行っている期間内において、認知症が認知症又は他の日常生活機能強化行為費を算定したものに限る。)
1009 精神科ティ・ケア	—	○	○	○	—
1010 精神科ティ・ケア	—	○	○	○	—
1010-2 精神科通所介護	○	○	○	○	—
1011 精神科通所介護	—	—	—	—	—
1011-2 精神通所介護	○	○	○	○	—
1012 精神科訪問看護・施設料(1)(1)(1)(1)(1)	○	○ ※9	○ ※9及び※13	○	—
1012-2 精神科通所介護	○	○	○	—	—
1015 重度認知症患者ティ・ケア料	○	○	○	○	—
1016 精神科在宅患者支援管理料	○	○	○	○	—
上記以外	—	—	—	—	—
先端	—	—	—	—	—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	(次の基準に該当する者の合計、3の患者を除く。)	2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
		ア 介護保険型医療施設(認定施設) 指定施設(指定特例施設)又は特定施設等 の医療機関(以下「医療機関」といいます。 ※1)	イ 介護保険型医療施設(認定施設) 指定施設(指定特例施設)又は特定施設等 の医療機関(以下「医療機関」といいます。 ※2)	ア 介護保険型医療施設(認定施設) 指定施設(指定特例施設)又は特定施設等 の医療機関(以下「医療機関」といいます。 ※3)	イ 介護保険型医療施設(認定施設) 指定施設(指定特例施設)又は特定施設等 の医療機関(以下「医療機関」といいます。 ※4)
手術	○	○	○	○	○
麻酔	○	○	○	○	○
洗剤治療	○	○	○	○	○
病理診断	○	○	×	○	○
B 0 0 0 - 4 病科疾患指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 2 亂れ特定疾患指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 4 - 1 入院栄養事務料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 4 - 9 介護支援推進指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 6 - 3 がん治療統合指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 6 - 3 - 2 がん治療連絡指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 7 運動制御指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 8 游泳指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 8 - 2 薬剤総合医療監査料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 0 9 痘瘍情報提供料(1)(注2及び注6)	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 1 - 4 退院時状況報告指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 1 4 退院時共同指導料1	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
B 0 1 5 退院時共同指導料2	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
C 0 0 1 診療箇所指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
C 0 0 1 - 3 痢科疾患在宅療養管理料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
C 0 0 1 - 5 在宅訪問口取りハビリテーション指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
C 0 0 3 在宅患者共同管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
C 0 0 7 在宅患者連絡指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
C 0 0 8 在宅患者共同管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合)	-	-	-	-
上記以外	○	○	○	○	○
1. 1 の 3 服薬管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬剤師が介護料を算定する場合の場合は除く。)	-	-	-	-
C 0 0 3 在宅患者共同管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬剤師が介護料を算定する場合の場合は除く。)	-	-	-	-
C 0 0 7 在宅患者連絡指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬剤師が介護料を算定する場合の場合は除く。)	-	-	-	-
C 0 0 8 在宅患者共同管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定されている場合を除く。ただし、当該患者の薬剤師が介護料を算定する場合の場合は除く。)	-	-	-	-
1. 2 の 2 かかりつけ薬剤師料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定する場合の場合は除く。)	-	-	-	-
1. 3 の 3 かかりつけ薬剤師包括報酬料	(同一月において、居宅療養管理指導料又は介護料を算定する場合の場合は除く。)	-	-	-	-

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	(次の基準に該する者の患者、 又は同一の基準に該する者を含み、 3の患者を除く。)	2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
		ア 介護型医療施設(認定病院) 又は精神科医療施設等 自宅又は施設入居生活介護施設等 在宅医療介護等 在宅看護介護等 ※2	イ 介護型医療施設(認定病院) 又は精神科医療施設等 自宅又は施設入居生活介護施設等 在宅医療介護等 在宅看護介護等 ※3	ア 介護型医療施設(認定病院) 又は精神科医療施設等 自宅又は施設入居生活介護施設等 在宅医療介護等 在宅看護介護等 ※4	イ 介護型医療施設(認定病院) 又は精神科医療施設等 自宅又は施設入居生活介護施設等 在宅医療介護等 在宅看護介護等 ※5
14の2の1 外来施設支拂料1	(同一月において、既往医療管理指導料又は訪問医療管理指導料が算定されている場合を除く。)	×	×	×	○
15 在宅看護会計開示別冊指掌料	○	×	×	×	○
15の2 在宅看護会計開示別冊指掌料	○	○	○	○	○
15の3 在宅看護会計開示別冊指掌料	○	○	○	○	○
15の4 退院時共同指掌料	—	—	—	—	—
15の5 施設看護等共同指掌料	○	○	○	○	○
上記以外	○	○	○	○	○
○ 1 特門看護基本料(Ⅰ)及び(Ⅱ)(注記欄 を除む。) ①建物ごとに同一に2箇所以上医療提供から給付され る看護看護を行うか否かにより該当する区分を算定)	○ ※9 ※9 及び※14	○ ※9 ※9	—	—	—
○ 1-2 精神科特門看護基本料(Ⅰ)及び(Ⅱ)(注記欄 を除む。) ①建物ごとに同一に2箇所以上医療提供から給付され る看護看護を行うか否かにより該当する区分を算定)	○ ※9 ※9 及び※17	○ ※9 ※9	—	—	—
○ 2-3 診断管理基本料(Ⅲ)及び精神科訪問看護支 拂料(Ⅳ)	○	○	—	—	—
○ 2 又は精神科訪 問看護基本料(Ⅲ)及び精神科訪問看護支拂料(Ⅳ) を算定する有	○ ※15及び※17	○ ※15及び※17	※2 又は精神科訪問看護基本料(Ⅲ)及び精神科訪問看護支拂料(Ⅳ) を算定する有	—	—
○ 2 又は精神科訪 問看護基本料(Ⅲ)及び精神科訪問看護支拂料(Ⅳ) を算定する有	○ ※15及び※17	○ ※15及び※17	※2 又は精神科訪問看護基本料(Ⅲ)及び精神科訪問看護支拂料(Ⅳ) を算定する有	—	—
24時間別休制加算 ※15及び※17	—	—	—	—	—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

1. 入院中の患者以外の患者 (次の基準に該当する者を含み、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
※1 お年寄り入院料支拂い施設等 生年月日等の記載事項が必ず 記載された場合又は、記載して いる場合は、該当する。	※1 お年寄り入院料支拂い施設等 生年月日等の記載事項が必ず 記載された場合又は、記載して いる場合は、該当する。	ア.介護类型医療施設（認定病院 承認病院、准承認病院又は認定外 施設の新規以外の施設） イ.介護类型医療施設及び定介護訪問 介護訪問又は、介護訪問併用の 施設に該当する。 ※2 お年寄り入院料支拂い施設等 生年月日等の記載事項が必ず 記載された場合又は、記載して いる場合は、該当する。	ア.介護类型医療施設（認定病院 承認病院、准承認病院又は認定外 施設の新規以外の施設） イ.介護类型医療施設及び定介護訪問 介護訪問又は、介護訪問併用の 施設に該当する。 ※3 お年寄り入院料支拂い施設等 生年月日等の記載事項が必ず 記載された場合又は、記載して いる場合は、該当する。	ア.介護老人保健施設 イ.高齢者施設又は介護老人保健施 設の新規以外の施設） イ.施設又は介護老人保健施設又は介 護老人施設（介護老人保健施設の構 造又は、介護老人施設を併設する施設 を除く。）を受けている患者	ア.介護老人保健施設 イ.高齢者施設又は介護老人保健施 設の新規以外の施設） イ.施設又は介護老人保健施設又は介 護老人施設（介護老人保健施設の構 造又は、介護老人施設を併設する施設 を除く。）を受けている患者
※4 うち、小児多機能 症対応型共同生活 施設又は受け取 り手介護） ※5 お年寄り入院料支拂い施設等 生年月日等の記載事項が必ず 記載された場合又は、記載して いる場合は、該当する。	うち、小児多機能 症対応型共同生活 施設又は受け取 り手介護） ※5 お年寄り入院料支拂い施設等 生年月日等の記載事項が必ず 記載された場合又は、記載して いる場合は、該当する。	※6 うち、外部サービス利用 施設又は受け取 り手介護） ※7 検査、リハビリテーション、食事、手術又は麻酔について、 それそれ、特例診療機関の施設基準等「平成20年厚生労働省告示第1号」別表第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に該当するものとし、 死亡日からさかのぼって30日以内の患者については、当該器具を設置する患者にとっては、限りでない。)に該当する。	うち、外部サービス利用 施設又は受け取 り手介護） ※6 うち、外部サービス 利用施設又は受け取 り手介護） ※7 検査、リハビリテーション、食事、手術又は麻酔について、 それそれ、特例診療機関の施設基準等「平成20年厚生労働省告示第1号」別表第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に該当するものとし、 死亡日からさかのぼって30日以内の患者については、当該器具を設置する患者にとっては、限りでない。)に該当する。	※8 死亡日からさかのぼって30日以内の患者をもっては、当該器具を設置する患者にとっては、限りでない。)に該当する。	※8 死亡日からさかのぼって30日以内の患者をもっては、当該器具を設置する患者にとっては、限りでない。)に該当する。
※9 諸充血患者を除く。(ただし、精神疾患在宅患者又は精神疾患を有する患者においては、限りでない。)に該当する。	※9 諸充血患者を除く。(ただし、精神疾患在宅患者又は精神疾患を有する患者においては、限りでない。)に該当する。	※10 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※10 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※11 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※11 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。
※12 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※12 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※13 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※13 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※14 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※14 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。
※15 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※15 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※16 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※16 お年寄り入院料支拂い施設等の利用料金に該当する者は、在宅訪問診療料、在宅訪問検査料等の算定がつかわらず、通常日を除きできない。)に該当する。	※17 当該患者によるサービス利用前30日以内に医療を訪問し、訪問看護費用を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り「本規の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間」、算定することができる。	※17 当該患者によるサービス利用前30日以内に医療を訪問し、訪問看護費用を算定した訪問看護ステーションの看護師等が指定訪問看護を実施した場合に限り「本規の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、利用開始後30日までの間」、算定することができる。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）　介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合		
	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
初・再診料	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
入院料等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (A400の1 短期滞在手術等基本料1に限る。)
B001の1 ウイルス疾患指導料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の2 特定薬剤治療管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の6 てんかん指導料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の7 雜病外来指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の8 皮膚科特定疾患指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の9 外来栄養食事指導料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1
B001の11 集団栄養食事指導料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ※1
B001の12 心臓ベースメーカー指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の14 高度難読指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の16 喘息治療管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の20 糖尿病合併症管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の23 がん患者指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の24 外来緩和ケア管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B001の25 移植後患者指導管理料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合 を算定した日の場合	
	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関 医療機関
B 0 0 1 の 26 植込み型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料	x	○
B 0 0 1 の 27 糖尿病透析予防指導管理料	x	○
B 0 0 1 の 32 一般不妊治療管理料		○
B 0 0 1 の 33 生殖補助医療管理料		○
B 0 0 1 の 34 ハ 二次性骨折予防継続管理料 3		○
B 0 0 1 の 35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料	○	
B 0 0 1 の 36 下肢創傷処置管理料	x	○
B 0 0 1 - 2 - 4 地域連携夜間・休日診療料	x	○
B 0 0 1 - 2 - 5 院内トリージ実施料	x	○
B 0 0 1 - 2 - 6 夜間休日救急搬送医学管理料	x	○
B 0 0 1 - 2 - 8 外来放封線照射診療料		○
B 0 0 1 - 2 - 12 外来腫瘍化学療法診療料		○
B 0 0 1 - 3 生活習慣病管理料	x	○
B 0 0 1 - 3 - 2 ニコチン依存症管理料	x	(注3)に規定する加算に限る。)
B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限 る。）		○
B 0 0 5 - 6 - 2 がん治療連携指導料		○
B 0 0 5 - 6 - 3 がん治療連携管理料		○
B 0 0 5 - 7 認知症専門診断管理料		○
B 0 0 5 - 8 肝炎インターフェロン治療計画料		○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合
B 009 診療情報提供料（I）	併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関	併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 併設保険医療機関
注1		
注6		
注8加算		
注10加算（認知症専門医療機関紹介加算）	○	
注11加算（精神科医連携加算）		
注12加算（肝炎インターフェロン治療連携加算）		
注13加算（肝炎医療機関連携加算1）		
注14加算（歯科医療機関連携加算2）		
注15加算（歯科医療機関連携加算2）		
注16加算（検査・画像情報提供加算）		
B 009-2 電子的診療情報報酬料	×	○
B 010-2 診療情報連携共有料	×	○
B 011 連携強化診療情報提供料		○
B 011-3 薬剤情報提供料	×	○
B 011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料	×	○
B 012 傷病手当金意見書交付料		○
上記以外		×
C 000 往診料	×	○
在宅医療	○	○
在外在宅共同指導料		—
第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		○
上記以外	×	
検査	×	○
画像診断	○	○
投薬	○	（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。） ※2

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
区分		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	
		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
注射		○ ※3	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
リハビリテーション			○ (H005復能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。)
精神科専門療法	1000 精神科電気痙攣療法 1000-2 経頭蓋磁気刺激療法 1002 通院・在宅精神療法 1003-2 認知療法・認知行動療法	x x x x	x x x x
精神科専門療法	1006 通院集団精神療法 1007 精神科作業療法	x x	x x
	1008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。） 1009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。） 1015 重度認知症患者デイ・ケア料	x x x	x x x
上記以外			x
処置		○ ※4	○
手術			○
麻酔			○
放射線治療			○
病理診断			○
B008-2 薬剤総合評価調整管理料 B014 退院時共同指導料1			x x

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合 を算定した日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
C 0 0 3 在宅患者訪問薬剤管理指導料	併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 医療機関	併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 医療機関
C 0 0 7 在宅患者連携指導料	x	x
C 0 0 8 在宅患者緊急時等カウンタレンス料 上記以外	x	x
別表第三	○	x
訪問看護報酬 訪問看護報酬 退院時共同指導加算	x	○ ※5 又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者
		※5 又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護報酬単位数表）の4のイからまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。

※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 ・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
 ・疼痛コントロール（D型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
 ・抗ウイルス剤（D型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
 ・エリスロボエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 ・ダルベチニベータベコール（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 ・エボエチノリコート（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 ・HIF-1RH阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
 ・疼痛コントロールのための医療用麻薬
 ・インターフェローニン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
 ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）
 ・血友病の治療に係る血液凝固因子抗体計回活性複合体
 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、排便、酸素吸入、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、腫瘍洗浄、眼処置、耳処置、耳管処置、鼻処置、口腔、咽喉処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネプライザ、超音波ネプライザ、介護牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養及び長期栄養患者褥瘡等処置を除く。

※4 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報をお確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

(1) 厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定に伴うQ&Aを含む。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

(2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html

(3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/

(4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=00&kc=0&pc=1>

(5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に
関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000935687.pdf>

※ 検索サイトで「保医発0325第2号」で検索すると閲覧できます。